

令和6年第6回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月20日(月) 13時30分～14時34分
- 2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室
- 3 出席委員
(16名)

会長	16番	佐藤	俊孝
会長職務代理者	15番	高原	弘明
委員	1番	熊谷	洋司
委員	2番	阿部	江利子
委員	3番	朴田	敦志
委員	4番	佐々木	博
委員	5番	白澤	克美
委員	6番	佐々木	達也
委員	7番	白澤	和実
委員	8番	高橋	かおる
委員	9番	佐々木	昭英
委員	10番	福澤	広基
委員	11番	金子	忠博
委員	12番	佐々木	光枝
委員	13番	星川	忠博
委員	14番	中塚	誠

- 4 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会議録書記の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 業務の経過報告
 - 日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の提出について
 - 日程第6 報告第2号 専決処理事項報告について
 - 日程第7 議案第1号 農地法3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について
 - 日程第8 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許可否決定について
 - 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について
 - 日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 5 説明員
農業委員会事務局

事務局長	細越	一美
係長	泉山	弘道
主任主事	南幅	央毅

6 会議の概要

議長

それでは第6回農業委員会総会を開催させていただきます。
会議に先立ちまして、皆さん方にお知らせしたいと思います。
今回の総会に当たっては、事前に総会資料を配り送付しております。
また、議案の朗読は表題のみといたします
質問や意見、討論などの発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いしたいと思います。
また、発言を許された委員さんにおいては、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるようよろしくお願いいたします。
本町では、5月1日から庁内クールビズを実施しております。
暑い場合には、上着を脱いでいただいても結構でございます。
本日の出席委員は16名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただいまから、令和6年度第6回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。
それではあらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声》

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声》

それでは、当職より指名いたします。

1番、熊谷洋司委員、2番、阿部江利子委員、3番、朴田敦志委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声》

それでは、当職より指名いたします。

農業委員会事務局 南幅央毅主任主査 をお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声》

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙2より、事務局から報告させます。

議長

《事務局長による朗読。》

事務局の報告の中で私が出席した内容について、皆様に情報共有したいことが2点ございます。

1点目は、4月30日開催の第1回矢巾町農業対策会議です。

この会議は、会長が矢巾町長、副会長が岩手中央農協組合代表理事組合長、委員は県農業共済組合副組合長理事、鹿妻穴堰土地改良区理事長、盛岡農業改良普及センター所長、矢巾町教育長と小職、監事は矢巾町会計管理者、岩手中央農協組合常務理事となっております。

会議の内容は、令和5年度の事業報告と収支決算、令和6年度の事業計画と収支予算、規約の一部改正という3本の議事でした。

令和5年度の実績報告は、「農業経営改善計画」「青年等就農計画」の審査について、それから農業経営改善計画の認定状況が報告がありました。

令和5年度は、農業経営改善計画（認定農業者）の認定は95経営体、青年等就農計画（認定新規農業者）は新規認定は1経営体、年度末認定数は2経営体でした。

併せて、農業経営改善支援センターによる経営改善取り組み支援の内容についても、報告がありました。

予算についてはだいぶ予算が縮小されまして、従来は500万円ほどありましたが、令和5年度は、85万円に規模が縮小されておりました。

主な活動は、農産部会費が40万円強で最大となっており、秋まつりでの農産物のPR事業費になっております。

その他、農政部会、畜産部会、生活部会があり、20万円から数万円の規模の決算報告となっており、監査報告もありました。

令和6年度事業は前年を踏襲する事業が大半でしたが、新たな取り組みについて、共有させていただきます。

議長

農産部会の事業では、町の農産物の生産技術の向上に対する支援ということで、研修会等の支援、やはばお盆朝市の開催、秋のにぎわい創出事業を進めるということでした。目新しいところでは、田んぼダム事業の取り組み面積の拡大が挙げられており、曲戸地区の拡大を予定していると説明がありました。

岩手大学と連携してセンサーを設置して管理をし、いくらかでも省力省人化をしたいということでした。

生活部会の事業では、女性農業者のフォローアップ支援事業として、男女共同参画及び農業経営改善のための家族経営協定の締結や見直しを推進、女性農業者の活性化事業として、女性農業者組織同士の情報交換の場を設け、交流の機会を創出することとした。町民の食生活の改善として、農業者が講師となり収穫体験等を行い、食を学習する機会の提供、学習するものとしては、8月にズッキーニの収穫体験、10月にリンゴの収穫体験、来年の1月には味噌作り体験なども考えているということでした。

令和6年度予算は、5年度を大きく下回り、40万円となりました。町長からは、予算が小さくなって申し訳ないというようなコメントがありました。

2点目は、5月17日開催の矢巾町農業再生支援協議会です。

この協議会の役員は、会長が矢巾町長、副会長が岩手中央農協組合代表理事組合長、委員は盛岡広域振興局農政部の農政部長、盛岡農業改良普及センター所長、鹿妻穴堰土地改良区理事長、山王海土地改良区理事長、東日本産業株式会社社長、矢巾町認定農業者の会会長、矢巾町地域農家組合協議会会長、生産者代表者、矢巾町食生活改善推進協議会会長、消費者代表となっております。監事は岩手県農業共済組合副組合長と町農業委員会会長という構成です。

令和6年度事業の委員の皆さんに共有すべき点をお伝えいたします。

令和5年度事業で「畑作物産地形成促進事業」として実施していた内容について、事業精査し、畑作物産地形成促進事業補助金関係事務費が経営所得安定対策等推進事業に統合されました。新たに「畑地化促進事業」を創設し、土地改良区決済金等支援として、670万円ほど予算措置されております。見込みとして、土地改良区除外決済金として51筆、面積は386アールが予定されております。

「令和6年度矢巾町農業再生支援協議会水田収益力強化ビジョン」が示され、地域の作物作付の現状や地域が抱える課題を明確にすること、高収益作物の導入や転換景観作物等の付加価値の向上による収益力の強化に向けた産地としての取り組み方針や目標、畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取り組み方針・目標を定めるということが共有されました。

地域におけるブロックローテーション体系の構築への支援や水田の利用状況の点検方針提携点検結果を踏まえた対応方針についても示されております。

委員の皆さんに共有したい資料として、「令和6年度産地交付金助成イメージ図」を配布いたしましたので、ご活用ください。

概略的な説明となりましたが、詳細資料は事務局にありますので、必要であれば申し出てください。業務経過報告については、以上となります。

では次に進みます。

議長

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の提出についてを議題とします。議題について、事務局により朗読させます。

《報告第1号 事務局朗読》

議長
事務局
議長
事務局

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

報告第1号について、補足説明させていただきます。

番号4の案件は、相続が発生してからかなりの日数が経過しておりますが、相続登記が遅れ及び届け出が必要であることを把握していなかったため、今のタイミングになったということです。

番号5の案件は、被相続人とその長男の妻の共有名義の農地となっておりますが、この度、被相続人が亡くなり、その共有持分を次男である相続人が相続したものです。

なお、耕作については、残りの共有持分を持っている被相続人の長男の妻がしているということです。

議長

それでは、質疑ありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしとして、次に進みます。
 日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題にいたします。議題について、事務局より朗読させます。
 《報告第2号 事務局朗読》

議長 補足説明を許します。
 事務局 ありません。
 議長 質疑ありましたら挙手願います。
 《なしの声》

議長 なしとして次に進みます。
 日程第7、議案第1号、農地法3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について、を議題といたします。
 議題について、事務局より朗読させます。
 《議案第1号、事務局朗読》

議長 事務局より補足説明ありましたら、お願いします。
 事務局 はい、議長。
 議長 はい、事務局どうぞ。
 事務局 それでは、議案第1号について、ご説明させていただきます。
 資料NO. 1、別添農地法第3条調査書をご覧ください。
 農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の制度を満たしているものと考えております。以上でございます。

議長 新規就農案件について、3月5日に新規就農者審査を行っております。審査結果について、8番 高橋かおる委員より報告をお願いします。

高橋かおる委員 8番 高橋かおるです。
 審査結果の報告をいたします。
 3月5日、当時の農業委員だった川村良道委員、地域の委員である小職、事務局からは泉山係長が出席いたしました。
 審査意見としまして、営農計画が妥当かについては、購入した居宅隣接する農地を購入して耕作するものであり、露地栽培で野菜を作付けすることとしています。自営業であることから、農作業日程の調整は比較的容易であるため、農繁期には集中して農作業を行うことも可能であり、計画は妥当であると思われます。
 生業としての経営かについては、主に自家用であり、生業としての経営ではないが、将来的には産直等への出荷も検討しています。
 資金収支から見て妥当かについては、耕作による営利を目的としてはおらず、本業もあることから、収支から見て妥当であると思われます。
 営農姿勢については、将来的には経営規模の拡大も考えている等、農業に対して前向きな姿勢を感じました。
 知識・経験の有無については、自身の農業経験はないが、農業者である父や地域の農業者から指導を受けながら耕作をする計画です。
 総合評価については、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが、可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。
 補足として、申請者から相談があった場合、私は野菜に関しては専門外なので、野菜の生産者を紹介したり、販路拡大の相談には私が出荷している産直を紹介する等、サポートをしていこうと考えております。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。
 質疑ありましたら、挙手を願います。
 《なしの声》

議長 質疑なしとして、次、討論に入ります。
 討論ありましたら、挙手願います。
 《なしの声》

議長 討論なしとし、挙手により表決に入ります。
 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について、許可する旨決するに賛成委員の挙手を求めます。

議長 《挙手全員》
 挙手全員ですので、許可することに決めます。
 次に進みます。
 お諮りします。
 日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

議長 《異議なしの声》
 異議なしということで、一括して議題といたします。
 日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する協議決定について、日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。
 議題について、事務局に朗読させます。

議長 《議案第2号、議案第3号 事務局朗読》
 補足説明を許します。

議長 はい、議長
 議長 はい、事務局
 事務局 議案第2号及び3号について、補足説明をいたします。
 議案第2号の申請地の状況ですが、議案の次のページをご確認ください。
 番号1の案件については、役場の北西側約●●kmに位置し、南側は町道広煙線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。
 農地区分については、10ヘクタール以上の一団の農地ですので、第1種農地です。
 番号2の案件については、役場の北東側約●●kmに位置し、南側は町道林崎線に隣接しており、農地と宅地が混在し、集落を形成しております。農地区分については、生産性の低い小団地の農地でございますので、第2種農地です。
 番号3の案件については、役場の南西側約●●kmに位置し、北側に町道和味線が近接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地部分については、10ヘクタール以上の一団の農地でございますので、第1種農地です。
 番号4の案件については、役場の北側約●●kmに位置し、東側は町道三堤18号線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。
 農地区分は、矢幅駅を中心とした半径●●mの円の内側にあり、この円の面積のうち、宅地面積の割合が40%を超えることから第2種農地です。
 続きまして、議案第3号の申請地の状況ですが、議案の次のページをご確認願います。

議長 こちらの案件について、役場の北側約●●kmに位置し、東側は町道三堤18号線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。
 農地区分は、矢幅駅を中心とした半径●●mの円の内側にあり、この円の面積のうち、宅地面積の割合が40%を超えることから第2種農地です。
 この案件は、議案第2号の番号4の案件の農地に隣接する農地でありまして、分家住宅の建築にあたり、地目を調べた際に農地であることが判明したことから、議案第2号の適用外証明をするものです。以上です。

議長 5月15日、農地転用現地調査を行った1番、熊谷洋司委員と5番、白澤克美委員より、調査結果の報告をお願いします。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。それでは、適用外証明現地調査の報告をいたします。番号1の案件の意見ですが、当該土地は昭和に60年頃に居宅を新築した時点から、居宅の敷地として利用していました。この度、課税上の現況地目が宅地になっていたことにより、農地であったことが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての形状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

番号2の案件の意見ですが、当該土地は平成13年に隣接した居宅と合わせて購入した時点から、現況のとおりとなっていました。
 この度、居宅と合わせて売却しようとしたところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。
 意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外に証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

番号3の案件の意見ですが、当該土地は昭和57年頃に居宅を新築した時点から、居宅の敷地として利用していました。この度、相続により取得した居宅を売却しようとしたところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は、著しく困難であり、意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明をするにあたり、やむを得ないと判断します。

番号4の案件の意見ですが、当該土地は昭和58年頃から居宅を新築した時点から居宅の敷地として利用していました。この度、隣接地に分家住宅を建築しようとしたところ、農地であったことが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

続きまして、農地転用現地調査の報告をいたします。

当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。分家住宅建築にあたり、最小限の面積と判断されることから、転用はやむを得ないと判断します。

議長

結果報告、ありがとうございました。

その他、補足説明がありましたら、説明をお願いします。

白澤克美委員

はい、議長。

議長

はい、5番、白澤克美委員。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

番号3の案件についてですが、私の地元の案件であり、相続した時点から空き家となっていた物件でした。

空き家になってたところに新しく住んでくれる人が見つかったということで、地元でもよかったと感じています。今後はこのような案件も増えてくると思われます。

以上です。

議長

はい、補足説明ありがとうございました。

それでは、質疑ありましたら挙手を願います。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

4番、佐々木博委員。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

番号2の案件についてです。平成13年に隣接した居宅と併せて購入した時点から、この現況だったとのことですが、購入時点で農地であることの確認はできなかったのでしょうか。

熊谷洋司委員

はい、議長。

議長

はい、1番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。私の地区の案件ですが、競売による購入だったと伺っています。

議長

事務局から、ただいまの件で説明ありますか。

事務局

はい、議長。

ただいまの熊谷委員の答弁について、追加で説明させていただきます。

競売による購入だったということは、事務局でも聞いていたところ です。

購入時点では競売ということもあり、境界線の詳細を確認せずに購入したため、農地が含まれていることがわからなかったとのこと です。

この度の売却にあたり、あらためて測量等により境界線を確認したところ、農地が含まれていることが判明したので、今回、一部を分筆をして、こちらを適用外とするものです。

なお、議案第1号、農地法3条の規定による所有権移転で上程している番号2の件は、この案件の残りの農地の分の所有権移転となります。

議長

事務局からも補足説明がありました。

佐々木委員、よろしいですか。

佐々木博委員

はい、4番、佐々木博です。競売による売買の場合は、地目は関係なく売買されるということでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、4番、佐々木委員の質問にお答えします。当時の手続き状況までは確認しておりませんが、競売で農地を購入する場合は、農業委員会から「買受適格証明書」の発行を受けて手続きをすることになるため、該当しない方は農地を購入ができませんので、そのような手続きを踏んだうえで進められたものと思われます。今回の件は、境界線の間違いに気付かなかったため、このような事案が発生したということになります。以上でございます。

議長 佐々木委員、よろしいでしょうか。

佐々木博委員 はい、承知いたしました。

議長 事務局からの説明の確認です。

事務局 購入した土地は、土地の地目堺が曖昧なところがあった。

議長 購入したら宅地と思われていた中に、農地の一部が入っていたため、今回その手続きを行う。という内容でよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 他に質問ございませんか。

高原弘明委員 はい、議長

議長 はい、15番、高原職務代理。

高原弘明委員 15番、高原です。

議長 議案第2号の番号2、3、4について確認いたします。

意見書によると、本件は農地を売却を予定している状況にあります。

また、番号4については、分家住宅を建築する予定とあります。

適用外証明をしたあと、契約のとおり実行されたかはどのように確認するのでしょうか。農地法から外れてしまうので、確認することができないのでしょうか？

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 15番、高原職務代理のご質問にお答えします。

番号2、3についてですが、適用外証明を受けた後、所有権移転の手続きをすることとなります。地目変更をしなければ登記ができませんので、その際に実行を確認することとなります。

番号4については、所有権移転はありませんが、申請者に対し、地目変更を放置することなく、是正するよう指導していきたいと思っております。

以上でございます。

議長 15番、高原職務代理、よろしいですか。

高原弘明委員 15番、高原です。

議長 農業委員会としては農地法からは外れてしまいましたが、許可後の追跡も確実に実施していただくようお願いしたいと思っております。以上です。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、1番、熊谷委員。

熊谷洋司委員 1番、熊谷です。

議長 議案第3号、番号1についてですが、分家住宅を建てるとのことですが、建築確認等が許可済みであることを確認し、申請を受けているのでよろしいでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 1番、熊谷委員のご質問にお答えします。

議長 議案第3号の農地転用についてですが、分家住宅建築による農地転用となります。

農地法の農地転用要件にも合致しておりますし、他法令とも調整しております。開発審査会の審査においても、現時点で許可見込みであるため、今回の手続きとなっております。以上でございます。

議長 1番、熊谷委員、よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい、わかりました。

議長 その他、質問ございませんか。

議長 《なしの声》

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。

議長 討論ありましたら、挙手を願います。

議長 最初に反対討論をお伺いします。

議長 《なしの声》

議長 続いて、賛成討論はありませんか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、白澤和実委員。

白澤和実委員 7番 白澤和実です。

議長 賛成討論です。特に番号3の案件については、空家の解消につながることで、速やかな対応をするべきと考えます。

議長 その他、賛成討論ございませんでしょうか。

議長 《なしの声》
 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
 議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可する旨に決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 《挙手全員》
 挙手全員ですので、許可することに決します。
 議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 《挙手全員》
 挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。
 次に進みます。
 日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。
 議題について、事務局より朗読させます。
 《事務局、議案第4号 朗読》
 補足説明を許します。
 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑ありましたら、挙手をお願いします。
 佐々木博委員 はい、議長。
 議長 はい、4番、佐々木博委員。
 佐々木博委員 4番、佐々木です。
 この案件は、私の地元の件になります。賃借人の方はとても丁寧に仕事される方で、まったく問題ないと思っております。
 この方に利用権設定するにあたり、以前はどのような方が耕作していたか、また、耕作できなくなったのはどのような経緯でしょうか。例えば、高齢化によるものでしょうか。

事務局 はい、議長。
 議長 はい、事務局。
 事務局 4番、佐々木委員の質問にお答えします。この件のそこに至った経緯は、申し訳ありませんが、確認しておりません。
 本件は基盤法による手続きとなりますが、該当農地の近くに居住している町外の耕作者であること、認定農業者であることで受けたものであります。
 議長 事務局からは経緯までは把握しなかったということですが、いかがですか。
 佐々木博委員 はい、議長。
 議長 はい、4番、佐々木委員。
 佐々木博委員 4番、佐々木です。おそらく高齢化とか、そういった理由での利用権設定ではないかと思われま。集積計画において、高齢化が加速化している現状があるというところを再確認したかったため、お聞きしたところです。ありがとうございました。

議長 他に質疑ございませんか。
 《なしの声》

議長 質疑なしとし、討論に入ります。
 討論ありましたら、挙手願います。

阿部江利子委員 はい、議長。
 議長 はい、2番、阿部江利子委員。
 阿部江利子委員 2番、阿部です。この件について、意見申し上げます。
 地域計画において地元の方が耕作する計画を策定し、進めていく中で、このような案件の場合には、どういう経緯で町外の方が耕作することになったかを把握する必要があると思います。入作とかそういう問題が、地域計画の時に問題視されていまして、ある程度は把握して対応していかないと、地域計画がうまく回らなくなることも考えられます。
 賛成ではございますが、それを意見として申し上げたいと思います。

議長 今のは意見ですね。
 事務局、今の意見についてどうぞ。

事務局 2番、阿部委員の意見について、お答えいたします。
 地域計画の策定にも関わる問題であり、確認不足でありました。大変申し訳ございませんでした。今後は経緯を確認しながら、場合によっては地域の農業委員に相談して進めてまいります。以上です。

議長 阿部委員の意見は、そのとおりだと思います。
とくにも町外の方が耕作される場合は、その経緯について、地域としても了解をしたうえで進めていきたい。地域計画との整合についても検討すべき案件と考えますので、事務局としても状況把握しながら進めていただきたいと思います。

事務局 はい、承知しました。

議長 その他、質問意見ありましたらお願いします。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、1番、熊谷洋司委員。
1番、熊谷です。
提案ですが、このような案件の場合は、地域での受け手がいないか等を、地域にも相談してから進めていただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 1番、熊谷委員のご提案について、お答えします。
今後は、地域計画の基づいた進捗管理を進めていくということで、農業委員を通じて地域と協議しながら、慎重に進めていきたいと思っています。
以上でございます。

事務局 他に質問、意見ありますか。

議長 《なしの声》
なしとして、討論に入ります。
討論ありましたら、挙手願います。
最初に反対討論ございますか。

議長 《なしの声》
反対討論ございませんでした。
賛成討論ございますか。

議長 《なしの声》
討論なしと認めます。
それでは、挙手により表決に入ります。
議案第4号、農用地利用計画集積に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 《挙手全員》
挙手全員でありますので、妥当な計画であるとして意見することに決します。
以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変ご苦労様でした。

以上は、令和6年5月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和6年第6回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 会長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番